

徳島県文化の森総合公園文化施設広報媒体への広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、徳島県文化の森総合公園文化施設（以下「文化施設」という。）が発行又は発信する広報媒体に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体及び広告料)

第2条 広告を掲載することができる広報媒体の種類、掲載位置、規格及び広告掲載料は、別表に掲げるとおりとする。ただし、これらに該当しない場合については、その都度別に定めるものとする。

(広告の基準)

第3条 掲載できる広告の内容は、文化施設としての公共性、品位、信頼性等を損なう恐れのないものであって、次の各号に該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公序良俗に反する恐れのあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義・主張などの意見広告
- (6) 個人の氏名広告
- (7) あたかも県が推奨しているかのような誤解を与える恐れのあるもの
- (8) 誇大又は虚偽の恐れのあるもの
- (9) その他、文化施設の広報媒体に掲載することが適当でないと認められるもの

(広告掲載の申請等)

第4条 広告の掲載を希望する者は、あらかじめ掲載を希望する広報媒体を所管する文化施設の館長に広告掲載申請書（様式第1号）を提出し、承認を受けなければならない。

2 当該広報媒体を所管する文化施設の館長は、新たに広告の申請があった場合及び必要と認められる場合には文化の森広告審査委員会の意見を聴いたうえで、前項の申請を受けた広告の内容が妥当であると認められたときは、広告掲載決定通知書（様式第2号）を交付するものとする。

(文化の森広告審査委員会)

第5条 広告掲載の申請を受けた広告の内容が妥当であるかどうか審査するため、文化の森広告審査委員会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会の委員は、各文化施設の副館長で構成する。
- 3 審査会に委員長を置く。委員長は二十一世紀館副館長をもって充てる。
- 4 審査会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。
- 5 審査会の庶務は、二十一世紀館において処理する。
- 6 前各号に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査会に諮って定める。

(広告主の責務)

第6条 広告の掲載を許可された者（以下「広告主」という。）は、広告主の負担で広告の版下原稿又はバナー画像を作成し、館長が指定する期日までに提出しなければならない。

- 2 広告主は、広告の内容に関して責任を負わなければならない。
- 3 広告主は、広告掲載後に送付される納入通知書により、広告掲載料を指定する期日までに納付しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、広報媒体への広告掲載に関し必要な事項は、文化施設の館長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

2 改正後の要綱の様式に相当する改正前の要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

徳島県文化の森総合公園文化施設広報媒体への広告掲載申請書

令和 年 月 日

徳島県立 館長 殿

申請者 住 所
法人・団体名
代表者名

次のとおり文化の森総合公園文化施設広報媒体への広告掲載を申請します。

文化施設名			
広報掲載を希望する広報媒体			
広告の内容	別添原稿のとおり		
連絡先	担当者名		
	電話番号		ファクシミリ
	メールアドレス		

様式第2号（第4条の2関係）

徳島県文化の森総合公園文化施設広報媒体への広告掲載決定通知書

令和 年 月 日

殿

徳島県立

館長

次のとおり文化の森総合公園文化施設広報媒体への広告掲載を決定しましたので通知します。

文化施設名	
広報掲載を希望する広報媒体	
広告の規格等	
広告の内容	別添原稿のとおり
広告掲載料	金 円 (うち消費税額及び地方消費税額 円)

許可条件

1. 版下原稿・バナー画像は申請者の負担で作成し、館長が指定する期日までに提出すること。
2. 広告の内容については、申請者が責任を負うこと。
3. 広告掲載料は、広告掲載後に送付する納入通知書により期限までに納入すること。

別表（第2条関係）

文化施設名	広報媒体の種類			掲載位置及び規格	広告掲載料 （1回1コマ 当たり：円） （税込）
	名称	発行部数	発行回数		
図書館	カレンダー	40,000 枚	年 1 回	裏表紙・8.6 × 5.4 cm 2色刷り	40,000 円以上
	徳島県立図書館 ホームページバ ナー	—	—	トップページ、高さ 50 ピクセル×幅 174 ピクセル、画像デー タ容量 100KB 以内、 画像形式（JPEG、 PNG、AnimationGIF、 GIF）掲載コマ数 4	※ 2 年間掲載 30,000 円
博物館	企画展チラシ	140,000 枚	年 3 回	裏面下段・5 × 9cm カラー、掲載コマ 数 2	20,000 円
	博物館ニュース	8,000 部	年 4 回	裏面下段・5 × 9cm カラー、掲載コマ 数 2	5,000 円
近代美術館	美術館ニュース	5,000 部	年 4 回	4 ページ下部・5 × 9cm、モノクロ、 掲載コマ数 4	※ 1 年間掲載 20,000 円
二十一世紀館	文化の森通信 「文化の森から」	7,000 部	年 6 回	2, 3 ページ下部・3 × 9cm、モノクロ、 掲載コマ数 2	5,000 円
	徳島県文化の森 総合公園ホーム ページバナー	—	—	トップページ、高さ 50 ピクセル×幅 174 ピクセル、画像デー タ容量 100KB 以内、 画像形式（JPEG、 PNG、AnimationGIF、 GIF）掲載コマ数 4	※ 2 年間掲載 30,000 円

※ 1 年間通して掲載することを基本とする。ただし、1回のみ掲載も可能。
その場合、掲載料は1回1コマ当たり5,000円とする。

※ 2 1年間掲載することを基本とする。ただし、1か月単位での掲載も可能。
その場合、掲載料は1か月当たり3,000円とする。